

第二次盛岡市再犯防止推進計画 (案)

盛 岡 市

令和8年 月

目 次

第1 計画の概要

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置付け 3
- 3 再犯防止施策の対象者等 4
- 4 計画期間 4

第2 再犯防止を取り巻く環境

- 1 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移 5
- 2 受刑者・少年院在院者の状況 7
- 3 「盛岡市再犯防止推進計画」の取組の成果と課題 8

第3 基本方針及び重点課題

- 1 基本方針 11
- 2 重点課題 12

第4 具体的な取組

- 1 就労・住居の確保のための取組 13
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 15
- 3 学校等と連携した修学支援の実施のための取組 16
- 4 民間協力者の活動の促進のための取組 17
- 5 地域による包摂の推進のための取組 18

第5 計画の推進体制等

- 1 推進体制 19
- 2 関係機関・民間協力者・地域との協働 20
- 3 参考指標 20

資料編

- 1 成人による刑事事件の流れ 22
- 2 非行少年に関する手続きの流れ 24
- 3 統計資料 26

第1 計画の概要

1 計画策定の背景

全国の刑法犯の検挙件数は平成16年（2003年）以降減少している一方で、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は横ばいで推移しており、安全・安心な社会の実現のために、「再犯防止」が重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、国においては、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「法」という。）に基づき、平成29年（2017年）に再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「再犯防止推進計画」（平成30年度（2018年度）～令和4年度（2022年度））を策定し、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を進めてきました。また、令和5年（2023年）には、国が再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため「第二次再犯防止推進計画」（令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度））を策定しました。

本市では、平成30年度（2018年度）からの3年間、地方再犯防止推進モデル事業に取り組み、更生施設出所者等の再犯の防止に向け、支援者に対するアンケート調査や市民フォーラムといった実践的な取組とその効果の検証を行い、法の主旨を踏まえ、令和3年（2021年）3月に「盛岡市再犯防止推進計画」（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度）。以下「第一次計画」という。）を策定しました。第一次計画期間においては、犯罪をした者等が地域生活を送るうえで抱える就労・住居の困りごとを、市が提供するサービスのみならず、国、県、民間団体、市民と連携して解決することで、新たな犯罪を抑制し、地域社会の一員として共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、再犯防止の推進に取り組みました。

また、令和7年（2025年）には、5月に国連犯罪防止刑事司法委員会で、日本の保護司制度をはじめとする官民連携の知見が反映された準則案が採択されたほか、6月には「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）が施行され、懲役及び禁錮の廃止と拘禁刑の導入により、矯正施設において個々の受刑者の特性に応じた処遇が開始されるなど、罪を犯した者等の社会復帰を支援する環境は変化しています。

このような背景を踏まえ、本市においても誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けて、息の長い更生支援の取組を推進するため、「第二次盛岡市再犯防止推進計画」を策定するものです。

【拘禁刑とは】

刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類が変更されました。これによって、懲役と禁錮が廃止され、新たな刑として拘禁刑が創設されました。

これまでの懲役は、作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならず、改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合があるという課題がありました。

また、禁錮は、作業を行う刑法上の義務がなく、作業は本人の申出に基づき行うもので、改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができないという課題がありました。

これらの刑罰が拘禁刑と変更されることで、個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能となり、次のことが期待されるようになります。

- ✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施
（改善更生等の必要性に応じて作業の実施を検討することが可能に）
- ✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇
（作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開）
- ✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化
（一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的な改善更生等を図る）

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に基づいて策定する地方再犯防止推進計画です。

計画の推進に当たっては、「盛岡市総合計画」（令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度））や「第3期盛岡市地域福祉計画」（令和7年度（2025年度）～令和16年度（2034年度））のほか、関連計画との整合や連携を図ります。



3 再犯防止施策の対象者等

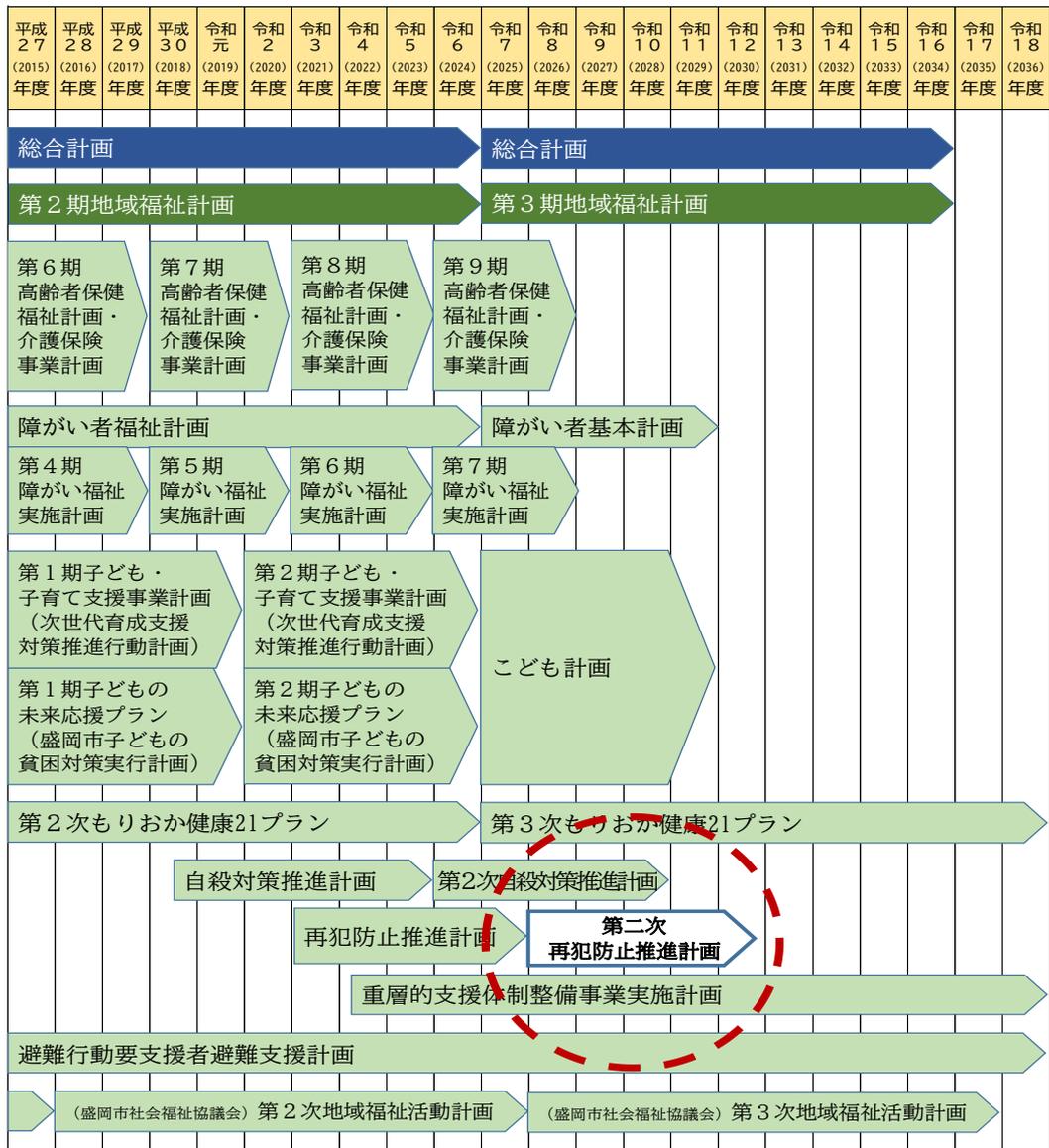
本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者のことをいい、入所受刑者、満期釈放者ばかりでなく、警察で微罪処分になった者や検察庁で起訴猶予処分になった者など犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者も含まれます。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）とします。

※22ページ「成人による刑事事件の流れ」、24ページ「非行少年に関する手続きの流れ」参照

4 計画期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。



第2 再犯防止を取り巻く環境

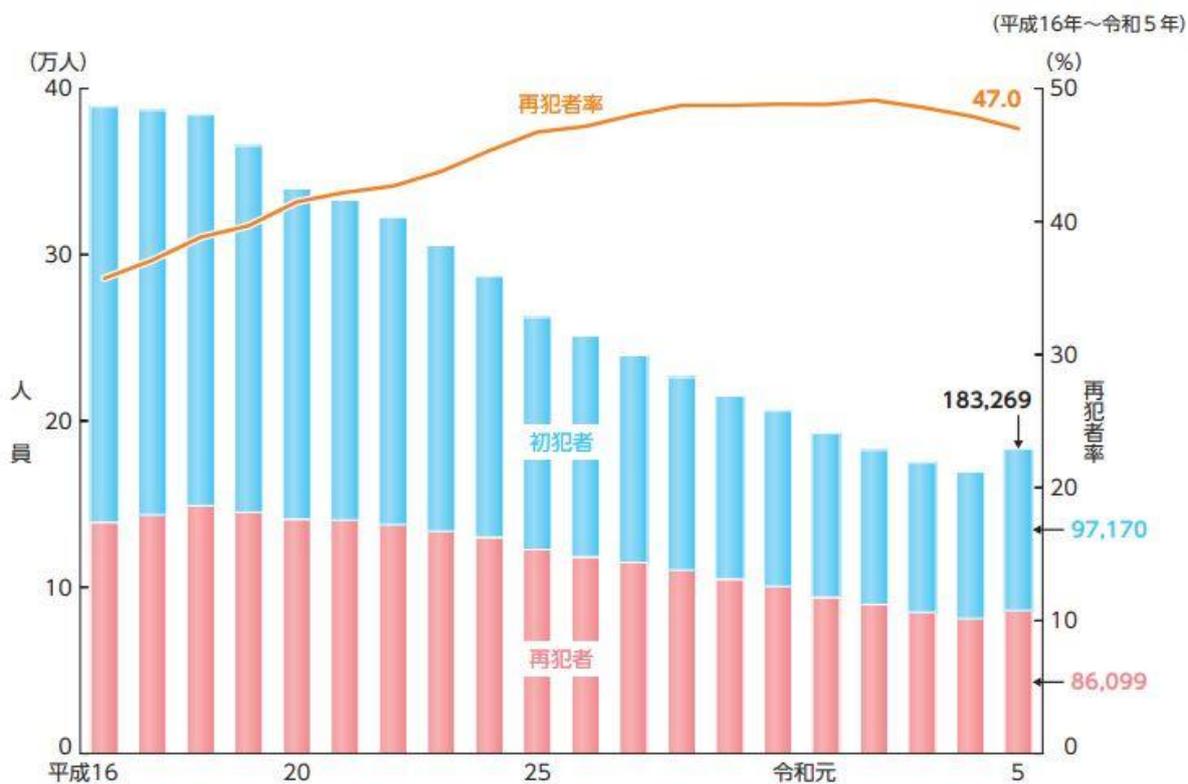
1 刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移

(1) 全国

全国における刑法犯検挙人員中の再犯者数は、平成19年（2007年）以降、毎年減少しており、令和4年（2022年）は8万1,183人でしたが、令和5年（2023年）は17年ぶりに増加し、8万6,099人でした。

再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年（1997年）以降上昇傾向にありましたが、新型コロナウイルスの流行による人流の減少が背景にあるなかで、令和3年（2021年）からは減少に転じ、令和5年（2023年）は、47.0%と前年（47.9%）より0.9ポイント減少しました。

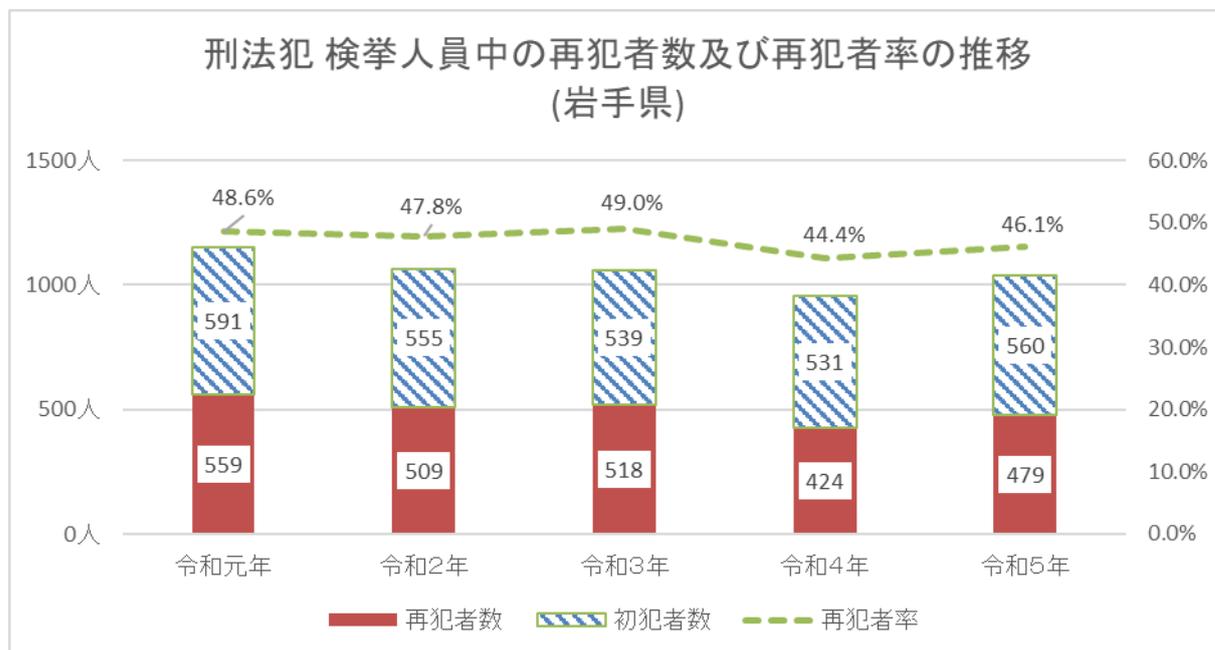
5-1-1図 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



(令和6年度犯罪白書より抜粋)

(2) 岩手県

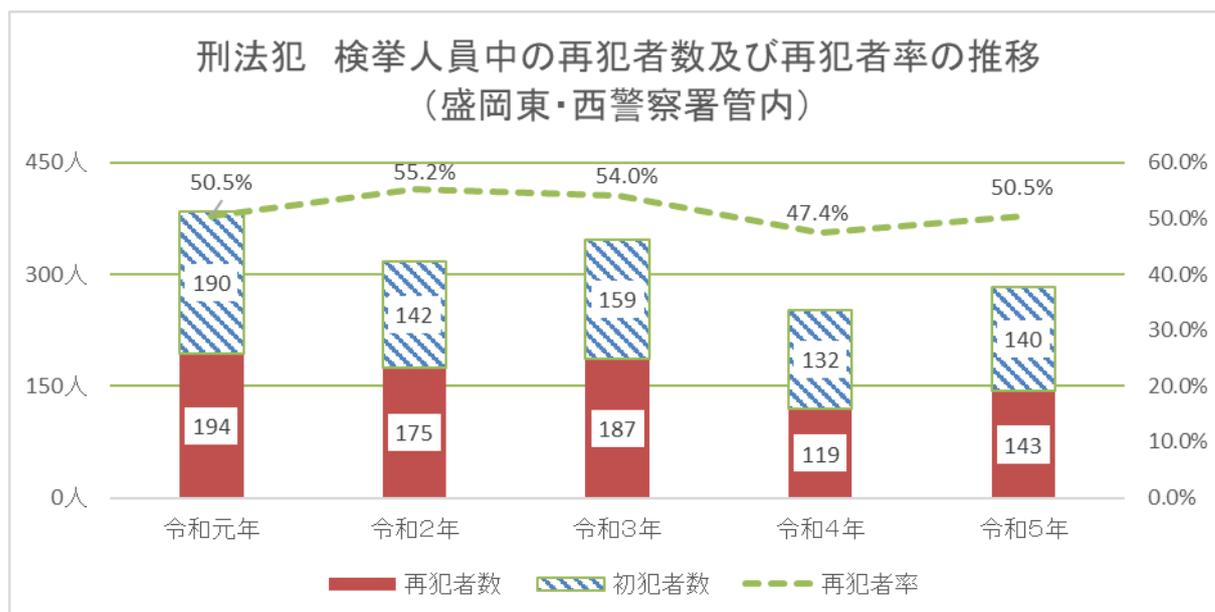
岩手県内の令和元年（2019年）からの5年間に於ける刑法犯検挙人員中の再犯者数は500人前後で、再犯者率は概ね47%前後で推移しています。



(東北矯正管区提供資料より作成)

(3) 盛岡市

本市を所管する盛岡東警察署及び盛岡西警察署管内※の令和元年（2019年）からの5年間に於ける刑法犯検挙人員中の再犯者数は160人前後で、再犯者率は、全国や岩手県と比べて高い傾向にあり、51%前後で推移しています。



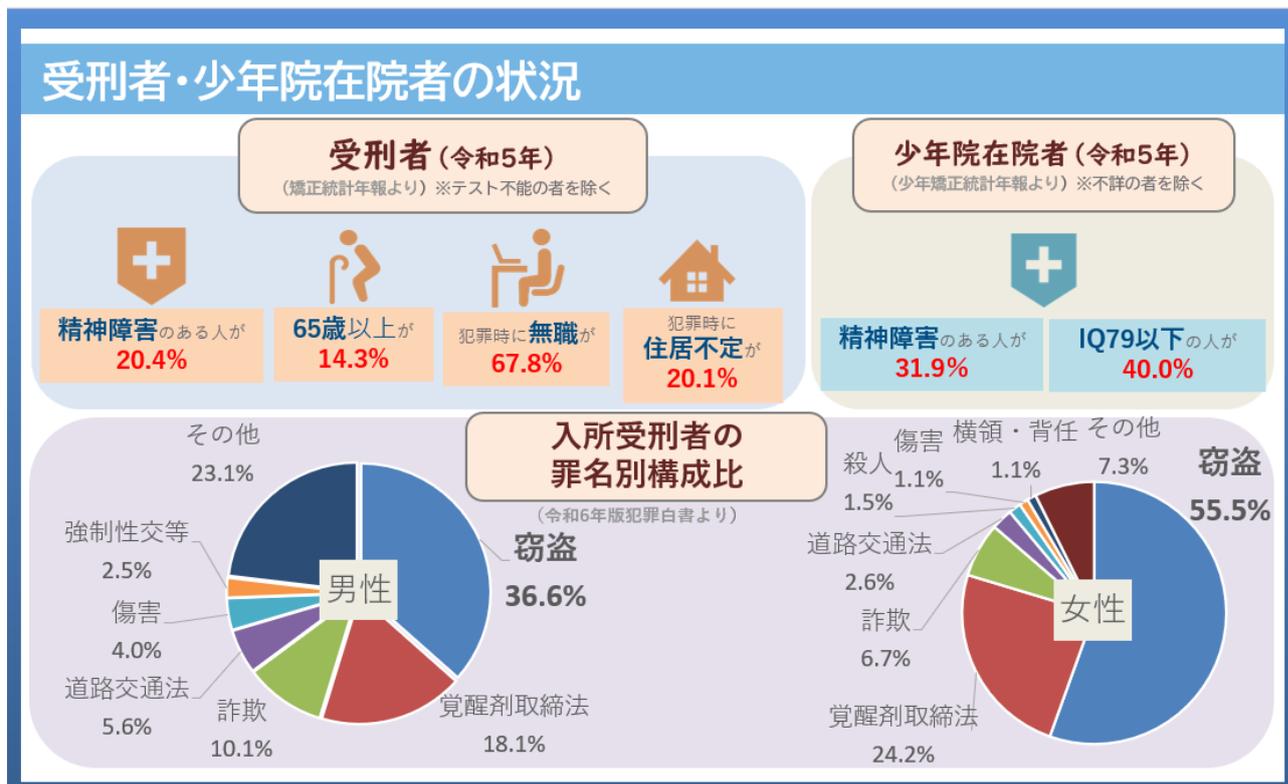
※盛岡西警察署管内には、滝沢市と雫石町が含まれる。

(東北矯正管区提供資料より作成)

2 受刑者・少年院在院者の状況

全国における受刑者の罪名別構成比は、男女ともに窃盗の割合が最も高く、以降に覚醒剤取締法違反、詐欺、道路交通法違反と続いています。

受刑者の中には精神障がいがある人や高齢者、犯罪時に仕事や住居がない人の割合が多く認められ、特に少年院は入所者のうち30%を超える人が精神障がいや知的障がい等があるなど、福祉的な支援を要する人が多い傾向にあります。



(東北矯正管区提供資料より作成)

3 「盛岡市再犯防止推進計画」の取組の成果と課題

(1) 取組の成果

第一次計画の期間中、関係機関等と連携しながら5つの取組を進めてきました。

① 就労・住居等の確保のための取組

市営住宅の提供や協力雇用主制度の周知、更生保護法人¹岩手保護院（更生保護施設²）と連携した刑務所出所者の支援等により、地域社会において安定した生活を送るための重要な基盤の確保を実施してきました。

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

重層的支援体制整備事業³において、属性や年代を問わずワンストップで相談を受け止める「まるごとよりそいネットワークもりおか」を設置し、包括的な相談支援体制と多機関の協働による支援体制を構築し、障がい者福祉及び高齢者福祉の推進、生活困窮者への支援等の取組を実施してきました。

③ 非行防止と修学支援の実施のための取組

少年補導委員⁴や専任補導員⁵による街頭巡回活動や学校での薬物乱用防止の啓発活動などの非行防止に関する取組のほか、学習に不安を抱える生徒への学習支援などの取組を行ってきました。

④ 民間協力者の活動の広報・啓発活動の推進等の取組

保護司⁶や更生保護女性の会⁷、BBS会⁸などの更生保護ボランティアの担い手確保につなげるため、市公式ホームページで団体の活動の周知を行ってきました。

また、再犯防止の取組を市民に広く周知するため、社会を明るくする運動への協力や更生支援をテーマとした地域共生社会推進フォーラムを開催するなど、市民に対して更生支援の意識醸成を図ってきました。

¹ 更生保護法人：更生保護事業を営むことを目的とし、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受けて設立される法人。

² 更生保護施設：更生保護法人等により宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行う宿泊施設。

³ 重層的支援体制整備事業：市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業。

⁴ 少年補導委員：学校の教員や行政などの関係機関や補導業務に適任と認められる者から市長により委嘱又は任命された者で、問題行動のある少年に対し注意や助言などの補導活動を行う。

⁵ 専任補導員：少年センターの職員で、該当巡回活動や相談業務、その他少年センターの業務を行う。

⁶ 保護司：犯罪や非行をした人の立ち直りを地域社会で支える民間のボランティア。

⁷ 更生保護女性の会：地域社会の犯罪等の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした者等の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

⁸ BBS会：様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

⑤ 国・関係機関等との連携強化のための取組

受刑者等が矯正施設を出所して地域生活に戻る際、対象者への支援が途切れないよう、矯正施設や保護観察所、岩手県地域生活定着支援センター⁹などの関係機関と連携し、情報を共有しながら支援にあたっています。

また、盛岡少年刑務所と協定を締結し、受刑者による市道の清掃や学校備品の修繕を行うなどの社会貢献活動や市庁舎で刑務所作業製品の展示即売会を開催するなど、矯正施設と連携した取組を推進してきました。



刑務所作業製品展示即売会



“社会を明るくする運動”横断幕掲出

(2) 指標

第一次計画において設定した参考指標の現状値は次のとおりです。

指標	開始値 (令和2年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
犯罪をした者等の就労を新たに受け入れる、福祉施設における協力雇用主の登録施設数	0施設	2施設 ^{※1}	10施設
犯罪をした者等への支援件数	5件	9件 ^{※2}	30件

※1 現状値は医療福祉業における協力雇用主の登録施設数

※2 再犯防止モデル事業及び重層的支援体制整備事業において、非行及び刑余者の相談を受け支援につないだ件数（累計）

⁹ 地域生活定着支援センター：都道府県に設置され、矯正施設等の出所者のうち高齢又は、障がいのある人が適切な福祉サービスを受けられるよう支援する機関。

(3) 課題

第一次計画に基づき、犯罪をした者等の更生支援に向けた取組が進んだほか、様々な取組を通じて関係機関との連携が強化された一方で、第一次計画期間中の盛岡市における再犯者率は、微減傾向にはあるものの横ばいの状況が続いています。今後、民間協力者や関係機関等との連携をより一層深めながら、犯罪をした者等に対する就労・住居の確保や円滑な医療・福祉サービスの提供等に取り組むほか、更生支援について広く市民の関心と理解を得るための啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

また、本市では、令和7年(2025年)3月に盛岡市犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行い、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることとしています。「第二次盛岡市再犯防止推進計画」の推進に当たっては、犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解して自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて取組を進めることが求められます。

第3 基本方針及び重点課題

1 基本方針

国の「第二次再犯防止推進計画」における基本方針を踏まえ、「第二次盛岡市再犯防止推進計画」は次の方針に基づき、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の更生を支援し、安全・安心な地域社会の実現を目指します。

【方針1】 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となれるよう、「第3期盛岡市地域福祉計画」の基本理念に掲げる「みんながつながり 互いに認め支え合う やさしさにあふれるまち」の実現に向け、国や県、民間協力者、地域と連携して、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

【方針2】 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が、存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

【方針3】 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態を踏まえ、必要に応じて、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして、見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとしします。

【方針4】 市民にとって再犯の防止等に関する施策が身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく広報等を行うことにより、広く市民の関心と理解が得られるものとしします。

2 重点課題

法に規定する基本的施策及び国の「第二次再犯防止推進計画」を踏まえ、次の課題に重点的に取り組むこととします。

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援の実施
- (4) 民間協力者の活動の促進
- (5) 地域による包摂の推進

【「地域による包摂の推進」とは】

犯罪をした者等への支援は、国が刑事司法手続の枠組みの中で実施しており、矯正施設等を出所して地域生活に戻った後の支援については、国の関与できる範囲が限定されています。このことから、国の「第二次再犯防止推進計画」において、住民に対して保健や医療、福祉など様々な行政サービスを提供する地方公共団体が果たす役割が重要であるとの考えのもと、国の「再犯防止推進計画」で重点課題として挙げられた「地方公共団体の連携強化等」という項目が、「地域による包摂の推進」という課題に変更されました。

「地域による包摂の推進」とは、「刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂^{*}され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」であり、この考えに基づき、国・都道府県・市区町村の役割が明確化されています。

※包摂：排除せず、受け入れること。

○ 国・都道府県・市区町村の役割

国	刑事司法手続の枠組みにおける指導・支援の実施。地域における関係機関等による支援ネットワークの構築の推進。
都道府県	広域自治体として、域内の市区町村に対する支援やネットワーク構築、地域の実情に応じて、市区町村が単独で実施することが困難な直接的な支援の実施に努めること。
市区町村	地域住民に最も身近な基礎自治体として、各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう適切にサービスを提供するよう努めること。

(令和6年3月 社会・援護局関係主管課長会議資料より抜粋)

第4 具体的な取組

1 就労・住居の確保のための取組

(1) 就労の確保

現状と課題

犯罪をした人が再犯に至らないためには、安定した就労と住居の確保が不可欠です。しかし、自分に合った仕事を選べず離職してしまうケースがあるため、就労先の新たな開拓と、犯罪歴への先入観を払拭する雇用主の理解が必要です。さらに、求職に必要な知識や資格がない場合には、適切な就労訓練を実施することが重要です。障がいのある人が支援を受けられず特性に合った就労ができない場合には、中間就労の場や福祉サービスの提供が求められます。

市の取組 ※各項目の括弧内は主な庁内関係部署。**重点** は特に重点的に取り組む項目。

① 就労機会の拡大に向けた関係機関との連携（地域福祉課） **重点**

盛岡地区更生保護協力事業主連絡協議会、認定NPO法人岩手県就労支援事業者機構¹⁰及びコレワーク¹¹（矯正就労支援情報センター）と連携して協力雇用主制度の周知をすることで、就労の機会拡大を図り、出所者等の居場所・役割の創出に向けて支援します。

② 就労訓練の実施（生活福祉第一課、生活福祉第二課）

失業期間の長期化などにより働く自信がない人や、心身に課題を抱えているなどの理由で、すぐには就労が難しい場合、認定就労訓練事業により簡易な作業や短時間の就労等、就労の訓練の場を提供し、就労に向けて支援します。

③ 中間就労の場の拡充（地域福祉課）

引きこもりが長期化していたり、就労から長く離れていたなどの理由で一般就労が難しい方の中間就労の場として、盛岡市社会福祉協議会の実施する事業「Book&Bookenergy in Morioka」（市民から読み終わった本を寄付してもらい、その本をクリーニング等して販売することで、就労の場と賃金を生み出す事業）を推進し、中間就労の場や居場所を提供するとともに、新たな社会資源の発掘に取り組めます。

④ 障がい福祉サービスの提供（障がい福祉課）

障がいのある人が、地域社会の中において主体的で自立した生活が送れるよう、職場実習や就労に必要な知識・能力の向上のための訓練の実施といった、障害特性に応じたサービスを提供します。

¹⁰ 認定NPO法人就労支援事業者機構：犯罪をした者等が社会の一員として更生するために、事業者の立場から就労支援し、再犯を防止することにより、円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与する法人。

¹¹ コレワーク：犯罪をした者等が前科があるという理由から、就労するうえで不利にならないよう、公共職業安定所に求人を出すに当たって必要となる情報提供等採用手続きの支援を行う機関。

(2) 住居の確保

現状と課題

住居の確保は地域社会で安定した生活を送るための大前提であり、再犯防止に欠かせません。保証人がいない、または家賃保証会社を利用できないことで帰住先が確保できない人が一定数見られ、賃貸契約ができない場合には、適切な住まいの提供が必要です。障がいや高齢で自立した生活が難しい人に対しても、住居の確保を含めた支援が重要です。

市の取組

① 更生保護法人岩手保護院との連携（地域福祉課、生活福祉第一課、生活福祉第二課） **重点**

更生保護法人岩手保護院（更生保護施設）と連携して、犯罪をした者等が自立した生活を送る準備をするための帰住先の確保に向けた支援を実施するほか、岩手保護院における更生緊急保護の期間終了後に住居が見つからない場合には、必要に応じて生活保護制度の利用を支援します。

② 市営住宅への入居（建築住宅課）

所得が一定額を下回り住宅に困窮している方が低廉な家賃で住まいの確保ができるよう、法令等で定められた範囲において、市営住宅の入居申し込みを受け付けます。

③ 住宅確保要配慮者円滑入居住宅¹²（セーフティネット住宅）の周知（建築住宅課）

一般に、高齢であるなどの特定の理由が賃貸リスクであるとみなされ、入居を断られやすい背景のある中で、賃貸住宅において高齢、障がい、犯歴等の特定の事由を理由に入居を断らない住宅（セーフティネット住宅）について広報を実施します。

④ 高齢者や障がいのある人の住居の確保（障がい福祉課・介護保険課・長寿社会課）

高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるよう、老人ホームやグループホーム等、それぞれの特性に応じた入所施設の整備や、それらの利用に係る相談及び情報提供を行います。

¹² 住宅確保要配慮者円滑入居住宅：賃貸住宅の所有者等が高齢者・障がい者・子育て世帯等の入居を拒まない住宅。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

現状と課題

犯罪をした者等は、生活困窮や住居、障がい、高齢、社会的孤立等複合的な課題を有していることが多く、保健・医療・福祉など多分野の専門機関が連携して支援する必要があります。特に、高齢の犯罪をした者等については、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合が全世代の中で最も高いことから、適切な支援の提供が求められています。

市の取組

① 福祉総合相談窓口の活用（地域福祉課） **重点**

重層的支援体制整備事業を活用して設置した、福祉の困りごとをワンストップで相談できる「まるごとよりそいネットワークもりおか」の周知等を行い、必要な福祉サービス等に繋がるよう支援します。

② 包括的な相談支援体制の充実（地域福祉課） **重点**

就労環境や社会生活の変容に伴い複雑化・複合化する福祉課題に対し、制度の狭間を超えた断らない相談支援体制の整備・充実と、地域から孤立した人のつながりの回復を支援するための重層的支援体制整備事業を推進し、包括的な相談支援及び参加支援を実施します。

③ 障がい者福祉の推進（障がい福祉課）

障がい者手帳の取得や障がい年金・手当の給付制度の周知のほか、障がいのある人に対する相談機会や障がい福祉サービスの提供の拡充、周知を引き続き実施します。

④ 高齢者福祉の推進（長寿社会課、介護保険課）

老人クラブや老人スポーツ大会などをはじめとする高齢者の生きがいづくりにつながる活動や生活支援、社会参加及び権利擁護の推進、介護サービスの整備と適切な情報提供を実施します。

⑤ 生活困窮者への支援（生活福祉第一課、生活福祉第二課）

盛岡市くらしの相談支援室において、仕事やお金、健康などの相談に応じ、必要な支援を実施するとともに、資産や能力等全てを活用してもなお、生活に困窮する方に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活の保障と、自立を支援します。

⑥ こころの相談支援（健康増進課）

精神科や心療内科の受診を迷っている人や精神疾患等を抱えている人などのこころの不調について、保健師等や精神科医師による相談支援を実施します。

3 学校等と連携した修学支援の実施のための取組

現状と課題

非行少年の多くは、高校へ進学していない又は、高校を中退していることが多いことから、学習支援の対応が求められています。また、非行の防止に向けた取組については学校において啓発活動を実施していますが、社会全体でも取り組む必要があることから、関係機関や地域社会との連携が必要です。

市の取組

① 学習支援の実施（生活福祉第一課、生活福祉第二課）

経済的な理由で課外学習ができない等、学習に不安を抱える世帯の中学生を対象とした個別学習型の学習会の実施と、BBS会をはじめとしたボランティアによる学習支援の取組を支援します。

② 少年非行の防止（子ども青少年課）

少年補導委員及び専任補導員による街頭巡回活動や悩みごとや非行に関する少年相談のほか、関わった少年の保護者の申出に応じて面接を行い、指導や助言、立ち直りの支援活動を行う継続補導を実施します。

③ 薬物乱用防止の啓発（学校教育課）

小・中学校において、学校薬剤師や警察による薬物乱用防止教室や啓発を引き続き実施します。

4 民間協力者の活動の促進のための取組

現状と課題

再犯の防止等に関する活動は、保護司、更生保護女性の会、BBS会等の更生保護ボランティアなどの民間協力者の協力により支えられていますが、担い手不足が課題となっており、各団体が実施する更生保護活動の支援や活動内容の周知など、民間協力者が活動しやすい環境づくりが必要です。

市の取組

① 社会を明るくする運動への協力（地域福祉課、少年センター） **重点**

社会を明るくする運動岩手県推進委員会の一員として、国、県、更生保護団体と協力し、市民の犯罪や非行の防止と更生に関する理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築く運動を推進します。

② 更生保護法人岩手県更生保護協会への協力（地域福祉課）

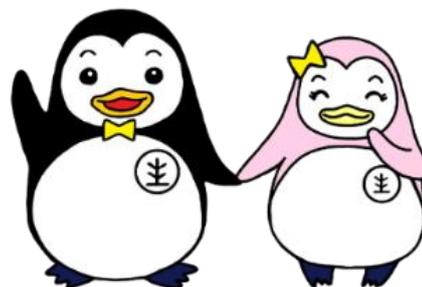
更生保護法人岩手県更生保護協会が実施する更生保護団体への助成や功労者の顕彰等の事業に補助を行い、更生保護団体や保護司等による更生保護事業の推進を支援します。

③ 盛岡地区保護司会への協力（地域福祉課）

盛岡地区保護司会が実施する更生保護事業に補助を行うほか、保護司の担い手確保に向けた広報啓発活動に協力します。また、更生保護盛岡サポートセンターの設置場所として市施設を無償貸与するほか、保護司の面談場所を確保するため地区活動センターの会議室等を提供します。

④ 盛岡地区更生保護女性の会、盛岡地区BBS会への協力（地域福祉課）

盛岡地区更生保護女性の会や盛岡地区BBS会が実施する更生保護ボランティア活動を市公式ホームページで広く周知して市民理解の促進を図り、更生保護事業を支える各団体の円滑な活動を支援します。



更生保護マスコットキャラクター
「ホゴちゃん」「サラちゃん」

5 地域による包摂の推進のための取組

現状と課題

再犯の防止等に関する取組は市民にとっては必ずしも身近ではなく、再犯の防止等に関する取組に関する関心と理解を得にくいことから、効果的な広報を実施する必要があります。また、犯罪をした者等が地域で安定して生活できるよう、本市が適切にサービスを提供するためには、国や岩手県をはじめとする関係機関等との連携の強化が必要です。

市の取組

① 再犯防止の推進に対する市民理解の増進（地域福祉課） **重点**

再犯防止の推進は、犯罪をした者等へ息の長い更生支援を行い、生活の安定を図るなかで新たな犯罪の抑止につなげる必要があります。また多くが目に見えない生きづらさを抱えている現状を、市民に理解してもらうことが極めて重要であるため、民生・児童委員や民間協力者をはじめとした市民に対して、再犯防止事業の重要性を広く周知します。

② 関係機関との連携の強化（地域福祉課）

犯罪をした者等が、地域に定着するための支援を必要とする場合は、矯正施設や保護観察所、岩手県地域生活定着支援センターや盛岡東警察署及び盛岡西警察署、その他の関係機関と連携した支援を実施します。

また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

③ 矯正施設事業への協力（地域福祉課）

矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力が得られるよう、毎年開催される矯正展等の広報などの協力を行います。

また、被収容者の社会貢献意識の醸成のため、公道の除草清掃作業等の矯正施設が実施する社会貢献作業事業や市庁舎で開催される刑務所作業製品展示即売会への協力を行います。

④ 矯正施設所在自治体間の連携の推進（地域福祉課）

現在参加している矯正施設所在自治体会議を通じ、矯正施設が所在する自治体間の情報交換を行うとともに、再犯防止施策を推進する上での課題等について、国に対し提言や要望を行います。

【参考】 主な庁内関係部署

部署		関連する取組				
		就労・住居の確保等	保健医療・福祉サービスの利用の促進	学校等と連携した修学支援の実施	民間協力者の活動の促進	地域による包摂の推進
保健福祉部	地域福祉課	○	○		○	○
	障がい福祉課	○	○			
	長寿社会課		○			
	介護保険課		○			
	生活福祉第一課 生活福祉第二課	○	○	○		
保健所	健康増進課		○			
子ども未来部	子ども青少年課			○		
	少年センター				○	
建設部	建築住宅課	○				
教育委員会	学校教育課			○		

第5 計画の推進体制等

1 推進体制

本計画を推進するとともに、様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等の更生を支援し、安全・安心な地域社会を実現するため、庁内の関係部署が連携し、関係機関や民間協力者、地域との協働により計画を推進します。

また、盛岡市社会福祉審議会のほか、重層的支援体制整備事業等を活用した関係機関等との協議の場で取組状況を報告し、意見を聴取しながら事業の評価・見直しを行います。

2 関係機関・民間協力者・地域との協働

再犯防止の取組の推進には、市と関係機関や民間協力者が連携を取りながら、それぞれの役割を果たすことが求められます。

また、犯罪をした者等が地域に根差して生活を送るためには、それらの機関の取組のみならず、地域生活の日常的な関わりによる孤立の防止や偏見・差別のない地域社会の中での受け入れ体制が重要です。

役割の例

- 関係機関(県、矯正施設、保護観察所、地域定着支援センターなど)
 - ・ 就労機会・職業訓練の提供
 - ・ 生活環境の改善や調整、生活指導
 - ・ 住居や生活基盤確保の支援
- 民間協力者(保護司会、更生保護女性の会、BBS会など)
 - ・ 社会参加プログラムや交流機会の提供
 - ・ 犯罪の予防に向けた地域活動・地域社会への橋渡し
- 地域(民生・児童委員、地域住民など)
 - ・ 日常的な人間関係の中での相談・見守り
 - ・ 偏見や差別をすることなく地域の一員として受け入れ
- 市
 - ・ 支援体制の整備にかかる人員等の確保
 - ・ 広報・啓発活動による更生支援活動の理解促進
 - ・ 関係機関相互の連携
 - ・ 地方再犯防止推進計画の策定や進捗管理

3 参考指標

本計画を推進する上での参考指標として、次の指標を設定します。

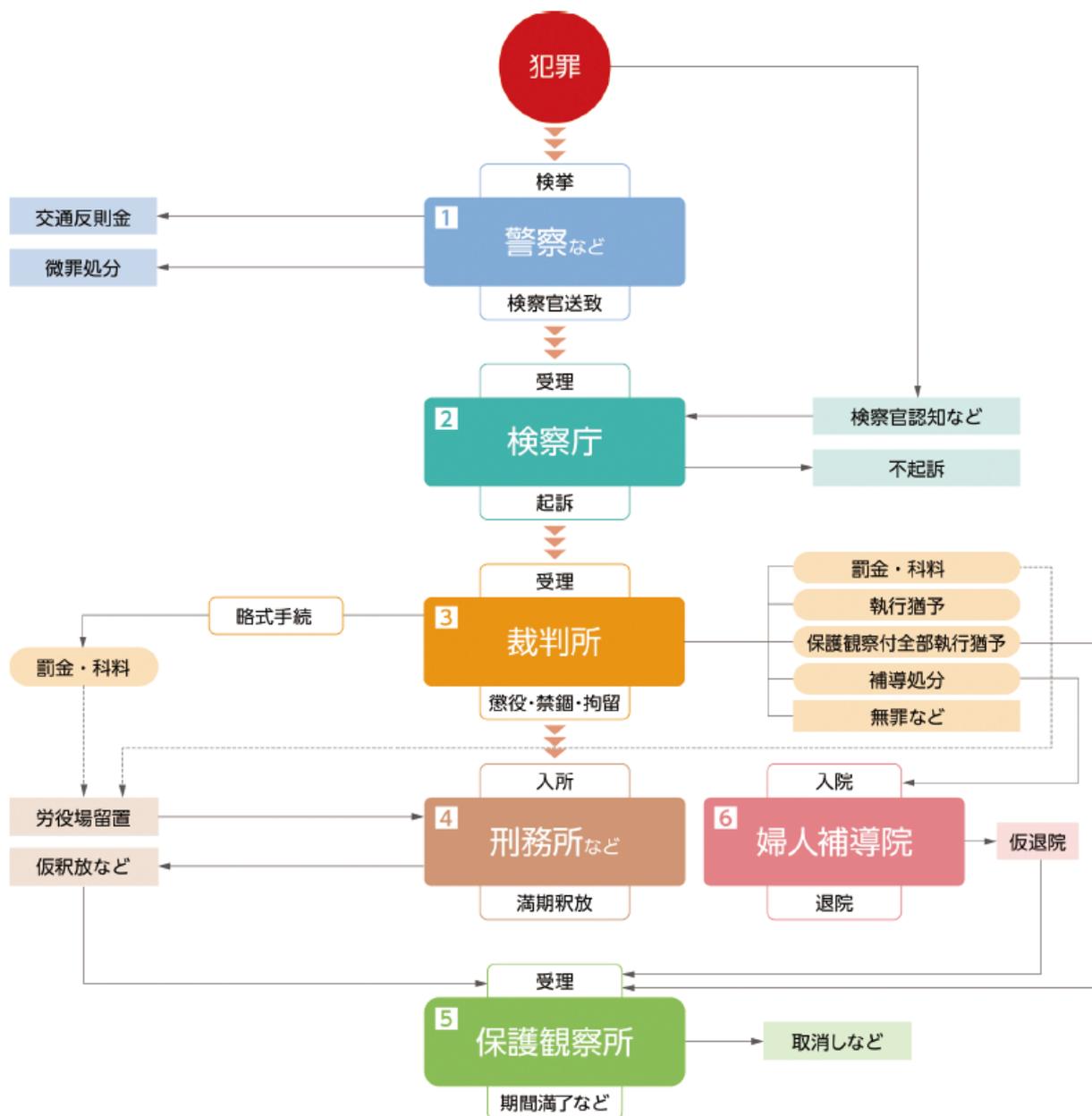
指 標	現状値	目標値 (令和12年度)
盛岡市における刑法犯検挙人員中の再犯者率 ^{※1}	50.5% (令和5年度)	47.0%
盛岡市における刑法犯検挙人員中の再犯者数 ^{※1}	143人 (令和5年度)	133人
犯罪をした者等のうち支援につないだ件数 ^{※2}	9件 (令和6年度)	15件

※1 盛岡東警察署及び盛岡西警察署管内における数値。盛岡西警察署管内には、滝沢市と雫石町が含まれる。

※2 重層的支援体制整備事業において相談を受け、支援につないだ者の数(累計)。

資料編

1 成人による刑事事件の流れ



(令和6年版再犯防止推進白書より抜粋)

(各機関の役割)

1 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

2 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

3 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

4 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

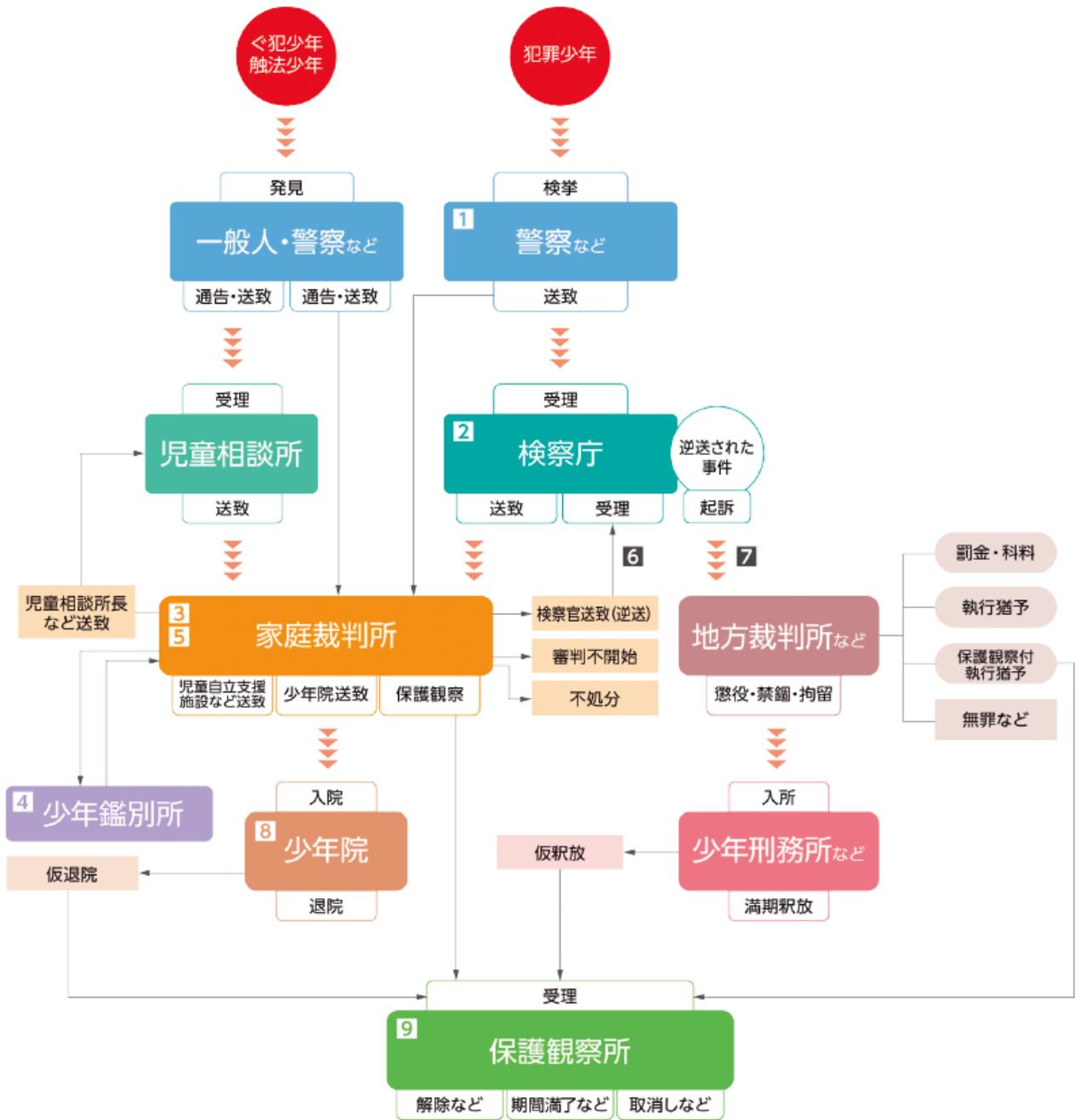
5 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

6 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）による売春防止法の改正により、2024年（令和6年）4月1日に婦人補導院は廃止となりました。

2 非行少年に関する手続きの流れ



(令和6年版再犯防止推進白書より抜粋)

(各機関の役割)

1 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

2 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

3 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

4 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

5 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めるときの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

6 7 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、犯行時に16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件のほか、犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件及び犯行時に18歳以上の少年（特定少年）が犯した選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす連座制に係る事件については、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

8 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

9 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

3 統計資料

盛岡少年刑務所

(1) 罪名別入所者数（4月1日時点 単位：人）

罪名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
殺人	2	2	2	2	2
強盗	22	20	23	22	18
強姦・強制性交等	7	6	1	2	9
強制わいせつ	5	12	12	9	2
覚せい剤取締法	11	14	14	13	9
大麻取締法	3	3	6	4	2
恐喝	2	1	1	1	1
窃盗	32	32	29	31	23
傷害	11	12	7	7	7
道路交通法	3	2	3	9	5
詐欺	34	26	27	19	19
その他	9	9	11	9	6
計	141	139	136	128	103

(2) 帰住先別出所者数（年間 単位：人）

帰住先	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
家族	36	18	33	25	34
知人	3	3	5	2	6
雇い主	7	15	6	11	7
保護施設	5	8	2	4	3
その他	10	12	8	9	7
帰住先なし	0	0	2	1	0
計	61	56	56	52	57

(3) 少年院等入院歴者数（4月1日時点 単位：人）

施設		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
少年院	1回	35	35	37	34	26
	2回	59	49	42	42	40
	3回	9	9	11	10	4
	4回以上	1	1	1	1	1
鑑別所		7	5	9	4	6
なし		30	40	36	36	26
計		141	139	136	127	103

(4) 刑務所等入所歴者数（4月1日時点 単位：人）

入所歴	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
初回	110	105	102	92	72
2回	21	16	21	24	23
3回	7	10	5	7	3
4回以上	3	8	8	4	5
計	141	139	136	127	103

盛岡少年院

(1) 非行名別の新収容者数（年間 単位：人）

非行名		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯	強盗	0	0	0	1	0
	不同意性交等	1	0	2	1	2
	暴行	0	0	1	0	0
	傷害	3	5	3	7	3
	恐喝	3	1	1	2	2
	窃盗	10	5	8	8	6
	詐欺	2	0	0	1	1
	不同意わいせつ	0	0	0	1	2
	その他	1	3	0	1	2
過失運転致死傷等		1	1	0	1	0
特別法犯	道路交通法	0	1	1	1	1
	覚せい剤取締法	0	0	0	0	0
	その他（特別法）	3	3	1	5	2
ぐ犯		0	1	0	1	3
計		24	20	16	30	25

(2) 年代別の新収容者数（年間 単位：人）

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
14歳	0	0	0	3	2
15歳	1	1	1	3	3
16歳	3	3	2	7	4
17歳	5	5	2	4	7
18歳	9	2	4	7	5
19歳	6	9	6	6	3
20歳	0	0	1	0	1
計	24	20	16	30	25

(3) 教育程度別の新収容者数（年間 単位：人）

教育程度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中学在学	1	1	1	4	1
中学卒業	4	3	5	11	3
高校中退	14	10	8	11	16
高校在学	3	3	0	2	4
高校卒業	2	3	2	2	1
大学在学	0	0	0	0	0
計	24	20	16	30	25

(4) 仮退院者の帰住先（年間 単位：人）

帰住先	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実父母	6	11	6	6	0
実父	3	3	0	1	10
実母	12	8	6	8	14
実父・義母	1	0	1	0	0
義父・実母	1	0	3	0	2
雇用主	0	2	2	0	4
更生保護施設	1	0	1	2	0
その他	3	1	0	3	1
計	27	25	19	20	31

仙台少年鑑別所盛岡少年鑑別支所

(1) 非行名別の新収容者数（年間 単位：人）

罪名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
殺人未遂	0	1	0	0	0
強盗致傷	2	0	0	1	0
現住建造物等放火	2	0	0	0	0
現住建造物等放火未遂	0	1	0	0	0
不同意性交	0	0	0	0	1
監禁致傷	0	0	0	0	1
傷害	1	3	1	1	1
恐喝	0	0	0	1	0
恐喝未遂	1	0	0	0	2
暴行	0	1	1	1	0
脅迫	1	0	0	0	0
窃盗	5	2	7	8	3
詐欺	10	1	2	0	1
強制わいせつ	0	0	1	1	0
強制わいせつ未遂	0	1	1	0	0
不同意わいせつ未遂	0	0	0	0	1
未成年者略取	0	0	0	0	1
住居侵入	0	1	0	1	0
自殺ほう助	1	0	0	0	0
公務執行妨害	0	0	1	0	0
その他刑法犯	0	0	2	0	2
覚せい剤取締法違反	0	0	0	1	0
大麻取締法違反	6	1	0	1	2
道路交通法違反	0	0	0	2	1
児童買春	2	0	0	0	0
無免許過失運転致傷	0	0	0	0	0
岩手県迷惑行為防止条例違反	1	0	0	0	0
岩手県青少年環境条例違反	0	1	0	0	0
建造物侵入	0	0	0	1	0
ぐ犯	1	0	0	0	0
計	32	12	14	19	14

(2) 年代別の新収容者数（年間 単位：人）

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
13歳	1	0	0	0	0
14歳	0	0	0	1	1
15歳	1	0	0	1	1
16歳	2	0	2	5	1
17歳	6	1	2	3	4
18歳	9	4	8	1	4
19歳	15	8	4	8	5
計	34	13	16	19	16

(3) 教育程度別の新収容者数（年間 単位：人）

教育程度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
中学在学	1	0	0	1	1
中学卒業	7	1	2	3	1
高校在学	3	1	1	2	3
高校中退	12	9	9	10	8
高校卒業	9	1	4	2	2
大学在学	2	1	0	1	1
計	34	13	16	19	16

盛岡保護観察所

(1) 盛岡市の保護観察事件取扱件数（年間 単位：件）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護観察処分少年	33	30	29	22	31
少年院仮退院者	3	5	3	5	2
仮釈放者	12	22	13	14	16
保護観察付執行猶予者	33	38	37	21	19
計	81	95	82	62	68

(2) 盛岡市の生活環境調整事件取扱件数（年間 単位：件）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑事施設	50	61	45	51	53
少年院	3	3	3	3	5
計	53	64	48	54	58

(3) 盛岡市の保護観察開始時・終了時の無職者の割合（年間 単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護観察開始者	29	41	15	25	29
うち無職者 (割合)	16 (55.2%)	23 (56.1%)	5 (33.3%)	8 (32.0%)	15 (51.7%)
保護観察終了者	33	36	43	31	19
うち無職者 (割合)	5 (15.2%)	7 (19.4%)	13 (30.2%)	4 (12.9%)	4 (21.1%)

※ 学生・生徒、家事従事者は無職者に含めていない。

(4) 盛岡市の協力雇用主の登録業種数（4月1日時点 単位：社）

業種	登録数	割合
建設業	73	45.3%
卸小売業	23	14.3%
その他サービス業	15	9.3%
製造業	10	6.2%
運送業	8	5.0%
電気・ガス・水道工事	6	3.7%
農林漁業	3	1.9%
飲食業	2	1.2%
医療福祉業	4	2.5%
その他	17	10.6%
計	161	100.0%

盛岡地区保護司会

(1) 盛岡市内における保護司数（4月1日時点 単位：人 括弧内は女性）

分区名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
河南分区	27 (5)	27 (6)	26 (6)	24 (6)	23 (6)
河北分区	41(14)	39(14)	38(14)	36(12)	37(13)
厨川分区	23 (9)	25 (8)	25 (8)	25 (8)	25 (8)
盛南分区	35 (8)	33 (8)	33 (8)	35 (8)	35 (8)
計	126(36)	124(35)	121(36)	120(34)	119(35)

(2) 研修等の名称及び回数（年間 単位：回）

研修等の名称	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自主研修会	1	1	1	1	4
定例研修会	3	3	3	3	3
合同研修（盛岡地区更生保護 協力事業主連絡協議会）	0	0	0	0	1
新任保護司研修会	1	1	1	1	1
視察研修	1	0	0	0	0
盛岡地区更生保護団体研修会	0	0	0	1	1

※ その他、各分区ごとに随時自主研修を実施している。

(3) 取扱事件数（年間 単位：件）

年	事件種別	河南分区	河北分区	厨川分区	盛南分区	計
令和2年	1号	4	12	4	11	31
	2号	2	1	0	0	3
	3号	1	4	6	1	12
	4号	4	20	4	5	33
	計	11	37	14	17	79
令和3年	1号	6	6	6	11	29
	2号	1	4	0	0	5
	3号	7	7	3	5	22
	4号	6	19	6	7	38
	計	20	36	15	23	94
令和4年	1号	5	6	4	7	22
	2号	0	2	1	0	3
	3号	2	7	1	3	13
	4号	6	20	5	6	337
	計	13	35	11	16	75
令和5年	1号	5	3	3	7	18
	2号	2	1	1	1	5
	3号	1	5	3	5	14
	4号	2	11	4	4	21
	計	10	20	11	17	58
令和6年	1号	4	2	2	10	18
	2号	0	0	1	1	2
	3号	2	5	4	5	16
	4号	3	9	3	4	19
	計	9	16	10	20	55

事件種別	保護観察の対象となる者	保護観察の期間
1号観察	家庭裁判所の決定により、保護観察に付された少年	20歳に達するまで。ただし、20歳に達するまでの期間が2年間に満たない場合は2年間
2号観察	地方更生保護委員会の決定により、少年院からの仮退院を許された少年	仮退院の期間が満了するまで（通常は20歳に達するまでであるが、26歳を超えない範囲で例外が認められている）
3号観察	地方更生保護委員会の決定により、刑事施設から仮釈放を許された者	仮釈放の期間（残期間の満了するまで）
4号観察	裁判所の判決により、刑の全部の執行を猶予され保護観察に付された者、又は、刑の一部の執行を猶予され、保護観察に付された者	刑の全部を猶予された期間、又は刑の一部を猶予された期間で、いずれもその期間が満了するまで

盛岡地区更生保護女性の会

(1) 会員数（4月1日時点 単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
会員数	224	213	201	189	158

(2) 活動内容（年間 単位：回）

活動内容	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会を明るくする運動音楽会	1	1	1	1	1
研修会・研修旅行	1	0	3	4	4
青雲荘訪問	1	1	3	7	6
盛岡芸術祭合唱祭	0	0	1	1	1
お母さんコーラスのつどい	1	0	1	0	0
地域連携協働活動	0	0	2	2	2
盛岡保護観察所活動	1	0	3	3	3
盛岡少年刑務所活動	1	1	4	5	5
盛岡少年院活動	9	6	12	15	9
仙台少年鑑別所 盛岡少年鑑別支所活動	3	3	3	4	2
更生保護法人岩手保護院活動	6	7	0	11	0
盛岡地区保護司会活動	0	0	3	4	2
社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会活動	0	0	0	1	2

盛岡地区BBS会

(1) 会員数（4月1日時点 単位：人）

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
会員数	107	103	97	67	52

※ 会員数は、各年1月1日時点

(2) 活動内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大学合同説明会	○	○	○	○	○
施設訪問活動	○	○	○	○	○
学習支援活動	○	○	○	○	○
街頭補導活動	○	○	○	○	○
研究・研修活動	○	○	○	○	○
大学での広報活動			○	○	○
少年鑑別所スポーツ指導	○	○	○	○	○
盛岡少年院クリスマス訪問	○	○	○	○	○
岩手県児童福祉施設 球技大会参加				○	○
祈りの灯活動参加	○	○	○	○	○
社会を明るくする運動 広報活動			○	○	○
保護観察少年への ともだち活動	○	○	○		○

第二次盛岡市再犯防止推進計画

令和8年 月

発行 盛岡市
編集 盛岡市保健福祉部地域福祉課
〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号
TEL 019-651-4111 (代表)